

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 題名を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案」に改めること。（題名関係）

第二 一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額額の改定等を行うこと。（裁判官の報酬等に関する法律第十五条、第十六条及び別表並びに裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律附則第二

条関係）

第三 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するものとする。ただし、裁判官の報酬等に関する法律第十六条に係る部分は、平成二十四年四月

一日から施行するものとする。 （附則関係）

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。